

## 仕 様 書

件 名	事務所用燃料（白灯油及びA重油）（北海道全域）【北海道】
規 格	① 白灯油 J I S 1号 ② A重油 J I S一種 1号（硫黄分0.5%以内）
予定数量	① 白灯油 100, 520リットル ② A重油 30, 460リットル ※予定数量は過去実績をもとに算出したものであり、増減がある。 ※月ごと、納品場所ごとの内訳（参考）は別紙1のとおり。
納入期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※令和9年3月31日に給油が完了するものまでを対象とする。 ※ただし、新さっぽろ年金事務所の納品開始日は令和8年11月1日とする。
納入場所	別紙2のとおり
納入に係る注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品は8:30～17:00の間に行うこと。</li> <li>・事務所より納品日を指定された場合は、期日（原則として、納品1日前までの発注とする。）までに納品すること。</li> <li>・納品場所より納品希望の連絡があった場合には、可能な限り迅速に対応すること。</li> <li>・納品等にあたっては、関係法規に抵触しないよう、また、事故の無いよう十分な配慮を行うこと。</li> <li>・納品後直ちに納品日、納品数量等を記載した納品書等を納品場所へ交付すること。</li> <li>・納品の際には、燃料タンク、他の備品・施設等へ損傷を与えないよう十分留意し、万が一、損害を与えた場合には、受託事業者の負担により原状回復、または程度に応じて取替えをすること。</li> <li>・本業務を実施する際は、業務のため立ち入りを許可された場所以外への無断立ち入りをしてはならない。このため、敷地内における作業は納品場所管理者の指示に従うこと。</li> </ul>
契約単価の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・① 白灯油：契約単価の変更について、契約締結時における一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターの灯油配達現金価格（1リットル）の北海道平均価格を基準とし、その基準額に5%以上の変動があった場合、契約単価の変更にかかる協議を行うこととする。（2回目以降の協議にあっては、それぞれ前回分の協議書の提出日時点の北海道平均価格を基準とする。）</li> <li>・② A重油：契約単価の変更について、契約締結時における一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターのA重油価格推移（小型ローリー：1リットルあたり税抜価格）の北海道平均価格を基準とし、その基準額に5%以上の変動があった場合、もしくは受託事業者において準備した一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターと同等の価格調査資料により、契約締結時における価格との変動が5%以上認められる場合、契約単価の変更にかかる協議を行うこととする。（2回目以降の協議にあっては、それぞれ前回分の協議書の提出日時点の北海道平均価格を</li> </ul>

	<p>基準とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議にあたっては、書面により協議書を提出することとし、変更単価が妥当であると判断できる参考資料を添付すること。</li> <li>受託事業者及び日本年金機構間で協議を行い、受託事業者は変更後の契約単価にかかる見積書を提出すること。</li> <li>協議書は契約単価変更希望月の前月5日（休日の場合は翌営業日）までに相手方に提出することとし、変更後の契約単価の適用日は申請日の属する月の翌月の初日とする（5日を超えて協議書が到着した場合には、翌々月の初日）。</li> </ul>
費用の見積に関する注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>配達及び給油作業等納品に付隨する作業についても本調達に含まれること。</li> <li>納品に要する経費は、受託事業者の負担とし、その他、本仕様の内容にかかる費用全てを経費として見込むこと。</li> <li>仕様書への質問は、別紙3の様式を参考として質問書を作成し、令和8年2月6日（金）12：00までに下記担当部署へ提出すること。</li> </ul>
第三者委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の実施にあたり、業務の全部又は主体的部分を第三者へ委託してはならない。やむを得ない事情により、本業務の主体的部分を除く一部を第三者へ委託しようとするときは、事前に書面にて下記担当部署へ申請し、承認を得ること。</li> </ul> <p>※主体的部分の業務：機構との連絡窓口、履行状況等の全体管理、 契約金額の請求 等</p> <p>※主体的部分を除く業務：配達、給油作業 等</p>
報告等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1か月分の納品数量及び金額を取りまとめ、対象月の翌月第3営業日までに担当部署へ報告すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定された納品数量・規格と異なる場合は、直ちに指定した数量、規格を再納品すること。</li> <li>納品された燃料に重大な欠陥が発見された場合、受託事業者の責任において速やかに交換すること。</li> <li>本業務の従事者は、本業務の実施にあたり知り得た秘密について、委託期間のみならず、その後においても第三者に漏洩しないこと。</li> <li>その他、本仕様書に定めのない事項については双方協議の上、決定するものとする。</li> <li>本調達に係る問い合わせは、全て下記担当部署に行うこと。</li> </ul>
担当部署	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構会計・資産管理部 管財グループ 担当 獅子野 TEL 03-6892-0727 FAX 03-6892-7993</p>

## 納品予定数量内訳（参考）

【①白灯油】

【単位：リットル】

納品場所	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月	合 計	備 考
札幌北年金事務所	1,000	0	0	0	0	0	470	1,940	2,020	1,700	2,490	2,040	11,660	
麻生年金相談センター	0	0	0	0	0	0	80	80	510	340	400	240	1,650	
釧路年金事務所	770	1,100	0	0	0	0	940	2,070	4,260	3,570	3,690	2,800	19,200	
室蘭年金事務所	840	370	0	0	0	0	170	940	2,140	1,900	2,040	1,570	9,970	
苫小牧年金事務所	100	200	0	0	0	0	0	70	0	0	170	0	540	
岩見沢年金事務所	740	600	0	0	0	0	340	1,100	1,800	1,190	1,140	1,540	8,450	
北見年金事務所	1,170	700	0	0	0	0	370	1,670	3,400	3,190	2,800	2,270	15,570	
帯広年金事務所	370	0	140	0	0	0	770	1,500	2,350	2,370	2,400	1,840	11,740	
稚内年金事務所	1,170	600	1,000	0	0	0	340	1,370	1,940	2,270	1,300	1,540	11,530	
砂川年金事務所	0	0	0	0	0	260	0	0	0	0	0	0	260	
留萌年金事務所	820	0	0	0	0	0	640	920	2,480	1,870	1,720	1,500	9,950	
白灯油合計	6,980	3,570	1,140	0	0	260	4,120	11,660	20,900	18,400	18,150	15,340	100,520	

【②A重油】

【単位：リットル】

納品場所	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月	合 計	備 考
札幌東年金事務所	1,370	280	0	0	0	0	690	2,420	3,480	4,240	3,240	3,290	19,010	
新さっぽろ年金事務所								1,640	2,300	2,870	2,470	2,170	11,450	納品開始日は令和8年11月1日とする
A重油合計	1,370	280	0	0	0	0	690	4,060	5,780	7,110	5,710	5,460	30,460	

## 【納品場所】

種別	拠点名	所在地
① 白 灯 油	札幌北年金事務所	札幌市北区北24条西6丁目2-12
	麻生年金相談センター	札幌市北区北38条西4丁目1-8
	釧路年金事務所	釧路市栄町9丁目9-2
	室蘭年金事務所	室蘭市海岸町1-20-9
	苫小牧年金事務所	苫小牧市若草町2-1-14
	岩見沢年金事務所	岩見沢市9条西3
	北見年金事務所	北見市高砂町2-21
	帯広年金事務所	帯広市西1条南1
	稚内年金事務所	稚内市末広4-1-28
	砂川年金事務所	砂川市西4条北5丁目1-1
② A 重 油	留萌年金事務所	留萌市大町3
	札幌東年金事務所	札幌市白石区菊水1条3丁目1-1
	新さっぽろ年金事務所	札幌市厚別区厚別中央2条6-4-30

★仕様書（別紙含む）への質問は、本様式を参考に質問書を作成し、  
期限までにFAXにて提出してください。

「事務所用燃料（白灯油及びA重油）の購入（北海道全域）【北海道】」  
の仕様書に対する質問書

日本年金機構 理事長代理人  
会計・資産管理部長 殿

令和 年 月 日提出

住 所：  
会社名：  
担当者：  
連絡先：TEL  
FAX

項目番号	質問事項	回答
1		
2		
3		
4		

【質問書提出期限】令和8年2月6日（金）12:00

【質問書提出方法】FAX：03-6892-7993

【質問書の提出先】日本年金機構会計・資産管理部 管財グループ 担当：獅子野

※FAX送信後電話にて到着確認を行うこと。（TEL：03-6892-0727）

※質問があった場合は、質問内容及びその回答を日本年金機構ホームページに掲示します。（回答は令和8年2月13日（金）18時頃までに掲示予定。）